

名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱要綱

- 第1 この要綱は、名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第49号。以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、名古屋市立大学（以下「本学」という。）において研究上の不正が生じた場合の措置等に係る取扱いについて必要な事項を定める。
- 第2 規程第3条で定める理事（以下「研究担当理事」という。）は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
- 第3 規程第2条第2項で定める部局の長は、部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。
- 2 部局の長は「研究倫理教育責任者」として、当該部局等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持ち、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行うものとする。
 - 3 研究者等は前項に定める教育を受講する義務を負うものとする。
- 第4 どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する者については、研究上の不正に関する取扱いにおいては規程第2条に定める本学の構成員と同様に扱うものとする。
- 第5 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を別に定める基準により一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 第6 規程第4条に定める不正行為申立て窓口（以下、窓口という。）は、研究上の不正に係る告発の意思を明示しない相談を受けるものとし、告発の意思を明示しない相談を窓口が受けた場合は、その内容に応じ、研究上の不正に係る申立てに準じて、内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するとともに、規程第6条に基づく対応を行うものとする。
- 2 前項の相談者が、自己の氏名の秘匿を希望する場合は、規程第5条第4項

に定める自己の氏名の秘匿を希望する申立者と同様にとり扱うものとする。

第7 規程第5条に定める研究上の不正に係る申立ての受け付け、及び規程第7条に定める予備調査には、当該研究上の不正に係る案件と利害関係を持つ者は担当できないものとする。

第8 窓口は、規程第5条に定める研究上の不正に係る申立てを受け付けたときは、その旨を申立者に通知する。

第9 他の研究機関等に対してなされた研究上の不正に係る申立てが、本学が対応すべき案件として本学に回付されたときは、当該申立ては規程第5条第1項の申し立てとして取り扱う。

第10 研究上の不正が行われようとしている、又は不正を行うことを求められているという申立て又は相談が窓口にあったときは、研究担当理事は、規程第7条に定める予備調査に準じて調査を行い、当該申立て又は相談に相当の理由があると認めたときは、調査対象者に警告を行うものとする。

第11 研究担当理事は、規程第7条に定める予備調査を行う場合、規程第5条第1項に定める申立てに基づく場合は申立てを受理した日から、規程第6条により理事長から調査の開始を命じられた場合は命じられた日から、30日以内に、名古屋市立大学研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）において、規程第7条第8項により研究上の不正が存在した可能性の有無を判定するとともに、競争的資金等を配分した機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省に判定結果を報告しなければならない。

2 対策委員会は、規程第7条第8項により研究上の不正が存在した可能性があると判定したときは、判定した日から原則として30日以内に本調査を開始しなければならない。

第12 対策委員会は、規程第7条第8項により研究上の不正が存在した可能性の判定結果を申立者に通知する場合、当該判定結果に基づき本調査を行わないとしたときには、その理由を付すものとする。

2 対策委員会は、規程第7条第8項により研究上の不正が存在した可能性の判定結果を通知する場合、当該判定結果に基づき本調査を行うとしたときは、同項中括弧書きに関わらず調査対象者にその旨を通知するものとする。

3 前項の本調査を行う旨の通知は、調査対象者が本学以外の機関に所属して

いる場合は、当該機関にも通知するものとする。

第 13 研究担当理事は、競争的資金等の不正使用等に係る規程第 8 条に定める本調査を行う際は、調査方針、調査対象及び方法等について競争的資金等を配分する機関に報告協議しなければならない。

第 14 調査専門委員会又は対策委員会は、規程第 8 条に定める本調査を行う際は、原則として本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、及びその他必要な事項を認定しなければならない。

2 対策委員会は、規程第 10 条に定める不正の有無の判定（規程第 13 条第 2 項に定める再調査を行った場合は、同条第 3 項に定める再判定）の結果について、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

3 対策委員会は、競争的資金等の不正使用等に係る前項の判定を行った場合は、規程第 5 条第 1 項に定める申立てを受理した日から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

4 前項の他、研究担当理事は、配分機関から要求された場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関から求められたときは、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

第 15 規程第 8 条第 2 項に定める調査専門委員会を設置するときは、委員の半数以上を同条第 4 項第 2 号の委員とする。

2 規程第 8 条第 4 項第 2 号に定める委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、調査の対象である研究上の不正の内容に応じて、本学に属さない、大学等の教員、弁護士及び公認会計士等から選任する。

3 規程第 8 条第 2 項に定める調査専門委員会の委員は、申立者及び調査対象者と直接利害関係を有しない者でなければならない。

4 対策委員会は、規程第 8 条第 2 項に定める調査専門委員会を設置したとき

は、調査委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知するものとする。申立者及び調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に理事長に対して、調査委員の選任について異議を申立てることができる。当該異議申立てを受理した場合、理事長は規程第12条を準用して異議申し立ての妥当性を判定し、異議申し立てが妥当であると判定したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知する。

5 前4項の規定は、対策委員会において本調査を実施する場合に準用する。

第16 規程第8条に定める本調査を行うにあたり、調査専門委員会若しくは対策委員会が再実験などにより再現性を示すことを調査対象者に求める場合、又は調査対象者自らの意思によりそれを申し出て調査専門委員会若しくは対策委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し対策委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査専門委員会又は対策委員会の指導・監督の下に行うこととする。

第17 対策委員会は、規程第8条に定める本調査及び規程第10条に定める判定を行う際は、不正の有無、不正の内容及び悪質性、関与した者及び関与の程度、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、並びに不正使用の相当額等その他必要な事項について調査・審理し判定する。

第18 理事長は、規程第11条第1項に定める異議申し立てを受理したときは、その旨を申立者、調査対象者、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

2 理事長は、規程第12条第2項に定める報告を受けたときは、当該判定の結果を、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

第19 申立者及び調査対象者は、規程第12条第2項に定める判定の再審理の必要性についての判定において、再審理は不要と判定されたときは、当該判定に対して異議を申し立てることはできない。

第20 対策委員会は、規程第13条第2項により再審理を行う際は、原則として再審理を開始した日から50日以内に、再調査、再審理及び再判定を行い、再判定の結果を理事長に報告するとともに、申立者及び調査対象者に通知しな

なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、規程第 20 条に定める不正目的の申立てを行ったとの判定に対する異議申し立てに係る再審理を行う際は、原則として再審理を開始した日から 30 日以内に、再調査、再審理及び再判定を行い、所再判定の結果を理事長に報告するとともに、申立者及び調査対象者に通知しなければならない。
- 3 対策委員会は、前 2 項の再審理を行う際に、新たに専門性を要する判断が必要となると認めた場合は、必要な識見を有する者を調査専門委員に選任するものとする。

第 21 規程第 14 条第 2 項により判定の概要を公表するときは、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査専門委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

第 22 規程第 5 条に基づく申立てが、規程第 20 条に定める不正目的の申立てであるかどうかを判定する場合は、規程第 10 条から第 14 条を準用する。

- 2 調査対象者が本学以外の機関に所属している場合に、前項の判定を行ったときは、当該機関にも判定結果を通知するものとする。

第 23 規程及びこの要綱に定めるもののほか、研究上の不正が生じた場合における措置等については、研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づいて取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、発布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 6 日 一部改正）

この要綱は、発布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 一部改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 一部改正）

この要綱は、発布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。